平成24年度表示委員会
無添加について意見交換

全味公取協は、顧問である㈳全国公正取引協議会連合会　吉武三男専務理事と小野総合法律事務所　長田誠司弁護士にご出席をいただき、三月十五日㈮、午後一時半より全中・全味ビル一階会議室で表示委員会を開催した。

赤羽会長、久次米副会長（表示委員長）の挨拶のあと、事務局からの報告（最近の表示行政等）と無添加表示に関する意見交換を行った。

先ず、事務局から、①現在、消費者庁が進めている食品表示一元化法案の状況、②規約の運用（市販味噌の表示調査の結果、公正競争規約被疑事件への対応、三月七日の試買検査会／福岡）、③平成二十五年度全味公取協事業計画の説明が行われ、質疑が行われた。

表示一元化では、栄養表示の原則義務化や表示基準の変更を行う場合は小規模事業者への影響に配慮、みそ品質表示基準の存続要望などの意見があった。事務局からは、会員の代弁者として適宜意見提出等を行う、みそ品表についてはすでに消費者庁へ存続を強く要望しているという説明がなされた。

次いで事務局から、①全味工連における無添加表示のこれまでの経緯・対応（昭和六十年の総会以降）、②みその無添加表示について外部の有識者や団体等がどのように受け止めているか数件の公表資料について情報提供した後、出席者間で活発な意見交換を行った。

「○○無添加」や「○○不使用」等の表示は、さまざまな加工食品で見られ、社会的に議論のあるところであるが、みそ業界においてはこうした表示を行わないという考え方がすでに示されている（本号の味噌の表示に関する連載を参照）。また、みそにおいては公正競争規約で、不当表示にあたらないよう無添加を定義している。

無添加等の添加物に関する表示については、引き続き消費者の誤認をまねかないよう規約の一層の遵守が重要である。

味噌の表示
知っテル ここがミソ～？

みそ業界における無添加表示等の経緯について教えてください。

日刊経済新聞社の調べによると無添加みその販売量（平成二十四年）は、約三万四千トンで市場の約八％を占め、みその市場規模が漸減する中で十年前と比べて数量、比率ともに伸びています。

適正な表示を推進する観点から、みそ業界におけるこれまでの添加物表示を振り返ります。

昭和六十年に業界内で「無添加」の表現が問題となり、委員会を設置して検討した結果、同年十一月二十六日の役員会・総会において、「無添加の表示は禁止が原則である」ことが確認されました。その際、無添加の表示を求める声が一部にあることから、業界の試案を総会直後の十一月二十八日に農林水産省へ提出して要望しましたが、回答はありませんでした。

当業界では、所管庁は「一部の添加物だけ無添加と表示することはいけない」ということであって、「無添加」は絶対駄目とは言っていないことから、業界試案に則った製品に限り黙認せざるを得ないとしました。ただし、所管庁から統一見解が示された場合は、業界としてはそれに従うとしました（「表示関係資料集（みそ）」　全味工連　平成三年九月）。

平成四年十二月一日、無添加みそ協議会（任意団体、平成二十一年十月解散）が発足し、同日、協議会規則が施行されました。その中で、無添加みその定義と品質条件が明示され、その内容は現在のみその表示規約（不当表示にあたらない無添加の要件）にほぼ合致しています。

平成十六年五月十一日、「みその表示に関する公正競争規約」が公正取引委員会に認定され、翌十二日に告示・施行されました。認定に先立って三月に開催された公聴会では、公述人から「無添加」が特定用語に入っていることに異議申し立てがあったため、認定された表示規約では「無添加」は不当表示の項へと変更されました。

こうして、昭和六十年の総会から約二十年を経て、「無添加」は公式に認められました。この間の関係者の尽力によって現在の無添加みそ市場があると言えます。

表示規約施行前後から全味公取協事務局は、全国で規約の説明を行い、周知に努めました。「無添加」は加工助剤、キャリーオーバーを認めないという厳しい条件が課されていましたので、事務局は使用可能な塩や種麹・発酵菌などの指導にもあたりました。こうして添加物に関する表示は、規約施行後、適正な方向へ向かってきましたが、ここ一～二年、○○無添加や○○不使用といった表示が散見されるようになりました。

規約が施行されて間もなくの平成十六年十二月に、添加物表示についての考え方（全味公取協）が示されました。当時のみそにおける添加物の使用実態等を踏まえ、サッカリンナトリウム等の甘味料不使用表示は行わない、既存添加物収載の甘草やステビア等の甘味料については、それらを使用していない地域のみそには甘味料不使用表示はしない、（合成）着色料不使用や保存料不使用（防腐剤や防カビ剤等は誤り）表示はしない、○○無添加のように用途名や物質名を冠した無添加表示は行わない、といったことが示されています。みその表示規約を遵守して単に「無添加」と表示する限り法令上の問題はありません。今一度、会員の皆様に周知しますので遵守をお願いします。

第一回連載
なぜいま世界は減塩なのか？…
世界保健機関（WHO）の新ガイドラインを読む

東京大学大学院医学系研究科
公共健康医学専攻社会予防疫学分野
教授　佐々木　敏

いま世界中で減塩がブームである。それにタイミングを併せたのか、この1月に世界保健機関（WHO）から食塩摂取量に関するガイドラインが発表された（文献）。WHOは、ご存じのとおり、人間の健康の達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国連機関）のひとつである。今回発表されたガイドラインは、2009年に同じくWHOから出されていた循環器疾患（脳卒中や心筋梗塞など）の予防に関するガイドラインのなかから食塩を独立させ、最近の知見を考慮して新たに作成したものである。このガイドラインには直接の強制力はないものの、各国が定める栄養・食事摂取と健康（疾病予防ならびに治療）に関するさまざまなガイドラインに強い影響を及ぼすものと思われる。

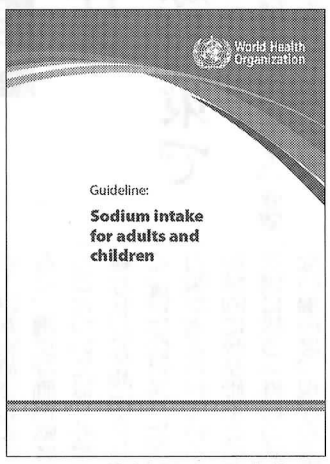

WHO ガイドラインの表紙

特筆すべき点は、循環疾患の予防というように、疾患の側から作られたガイドラインではなく、栄養素の側から作られ、しかも、栄養素全体または複数の栄養素のまとめではなく、食塩に特化したガイドラインであることである。これは食塩の過剰摂取が数ある健康問題のなかのひとつにすぎないのではなく、そのなかから取り出して（特出して）ガイドラインを定めるべき、重篤な問題であることを示している。もっともWHOはいままでも食塩に特化した提言や取組みを行ってきているので、今回のガイドラインはその延長線上にあるものと理解される。なお、このガイドラインでは食塩ではなくナトリウムという名称が主に使われている。これは問題となる栄養素（物質）は食塩（塩化ナトリウム）ではなく、ナトリウムであることを踏まえたものである。

今回のガイドラインはA4大で全46頁からなり、どのような研究論文がどのように選択され、どのように解釈され、どのようにまとめられたかが詳細に記述されている。一方、結論部分はわずかに8行ときわめて短く、明快である。その8行のうち成人を対象とした部分は4行であり（他の4行は小児向け）、次のとおりである。

＊＊＊

世界保健機関は血圧と循環器疾患のリスクの低減のためにナトリウム摂取量の低減を推奨する（強い推奨）。世界保健機関はナトリウム摂取量を1日あたり2グラム（食塩として5グラム）未満に低減させることを推奨する（強い推奨）。

（注）WHOのガイドラインは推奨の程度を「強い」と「条件付き」の2つに分けて記述している。

＊＊＊

『食塩として1日あたり5グラム未満』とは穏やかでないが、2009年に出された循環器疾患予防に関するガイドラインでの数値と同じで変化していない。そして、この数値の根拠を次のように説明している。

＊＊＊

ナトリウム摂取量の低減は成人・小児ともに収縮期・拡張期血圧を有意に低下させる。この血圧低下は幅広い摂取量の範囲で観察される。ナトリウムとして1日あたり2グラム未満にした場合は、たとえ減塩をしてもそれがナトリウムとして1日あたり2グラム以上の場合に比べて、より望ましい血圧低下が得られている。（以下省略）

＊＊＊

このような値とこのような説明はWHOに限ったことではない。日本高血圧学会の高血圧治療ガイドライン2009では『食塩として1日あたり6グラム未満』が推奨されている。世界全体を概観すると、厚生労働省から発表され、わが国の食事・栄養素摂取量の基準とされる日本人の食事摂取基準（2010年版）を除いて、数多くの国や学会がWHOの数値に近い値を採用している。世界はなぜこのように厳しい制限を提言するのか、その根拠はじゅうぶんに科学的なのか、どれほどの見返り（予防効果）が期待できるのか、日本はどのように対処すべきなのか…などなど、食塩と健康に関してはわからないことが多い。そこで、これからしばらくのあいださまざまな資料をひも解きながらその真実に迫ってみることにしたい。

文献

WHO. Guideline: Sodium intake for adults and children. Geneva, World Health Organization (WHO), 2012. http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/77985/1/9789241504836_eng.pdf（全文が無料で自由にダウンロードができる）